

## 2 助け合い支え合う地域社会の構築

### (1) 愛と心のネットワークの構築

#### ボランティアマッチング推進事業費(県民環境部 県民活動推進課)

593万円

ボランティアに関する総合相談窓口の設置や愛媛ボランティアネットの運営を行うとともに、特技を活かしてボランティアを行う一芸ボランティア制度を運営する。

##### ボランティア総合相談窓口の運営

設置場所 県庁(県民活動推進課) ボランティア相談員の設置

開設日 毎週月～金曜

内容 ボランティア関連情報の収集・整理、相談・あっせん など

##### 愛媛ボランティアネットの運営管理

内容 「支援したい」「支援してほしい」両方の情報を提供

その他関連情報提供

##### 「一芸ボランティア」の紹介

特技を活かしてボランティアを行う人を登録

愛媛ボランティアネットにおいて登録者情報を公開

ニーズに応じて県及び市町相談窓口が仲介

##### 【輝くふるさと枠対象事業】

#### ◎ こころ輝くボランティア応援事業費(県民環境部 県民活動推進課)

297万円

17年度から展開しているボランティア・キャンペーンを継続するとともに、企業等が取り組んでいるボランティア活動を応援しボランティア活動への積極的な参加を促進する。

##### サマーボランティア・キャンペーン 20年7月～9月(予定)

##### ウインターボランティア・キャンペーン 20年12月～21年1月(予定)

内容 キャンペーンの周知

ボランティア情報の提供

##### 働く人のボランティア応援事業

内容 働く人のボランティア応援セミナー開催

対象 企業CSR(社会的責任)担当者 など

企業等への出前講座

体験プログラムの提供(ゼロ予算)

##### 【輝くふるさと枠対象事業】

#### ○ ヤングボランティア支援事業費(教育委員会 生涯学習課)

206万円

高校生を中心とした10代後半の青少年が、自主的・自発的にボランティア活動や体験活動に取り組む環境を整備する。

##### ヤングボランティアセンター運営事業

設置場所 県美術館南館

対象 高校生及び10代後半の青少年

内容 ボランティアスタッフとして登録した高校生等が自主的・自発的に事業を実施する。

##### ヤングボランティア支援スタッフの設置

設置趣旨 高校生等ボランティアスタッフの活動支援

人数 1人

勤務形態 非常勤(週5日以内)

##### 市町との協力体制の整備

##### ホームページの開設

## 市町NPO支援センター設置促進費(県民環境部 県民活動推進課)

258万円

NPO法人関係事務の市町への権限移譲に合わせ、松山市一極集中のNPO支援から移行し、全県的なNPO支援体制を構築する。

### 市町NPO支援事業

|      |                                 |
|------|---------------------------------|
| 内容   | 市町が行うNPO支援センター設置に対する補助金の交付      |
| 補助対象 | 市町                              |
| 補助金額 | 50万円以内/年(補助期間1年)                |
| 対象経費 | 支援センターの開設経費(施設改修費、備品購入費、職員研修費等) |
| 補助率  | 1/2以内                           |

### 【輝くふるさと枠対象事業】

## ◎ あつたか愛媛NPO応援基金積立金(県民環境部 県民活動推進課)

200万円

県民、企業等からの寄附をもとに、あつたか愛媛NPO応援基金(通称)を設置し、NPO法人の活動を助成することにより、NPO法人の資金安定確保及び育成支援を図る。

### 基金原資 県民、企業等からの寄附金及び制度普及啓発のための県費

### 事業内容 NPO法人活動助成

□一定の要件を満たすNPO法人の活動経費に対する助成

□NPO法人育成支援

□人材育成等のセミナー、法人運営・会計事務等の研修会等の実施

## 提案型協働事業促進モデル事業費(県民環境部 県民活動推進課)

624万円

NPO等から協働事業の企画提案を募集し、協働事業の推進を図る。

委託先 NPO、ボランティア団体、市民活動団体 など

### 事業の流れ

□府内での協働事業テーマの募集、取りまとめ

### 企画提案募集

一次選考(書類審査による府内選考)

二次選考(公開プレゼンテーションによる外部委員選考)

事業委託の決定(協働事業の実施、実績報告)

事業評価の実施

行政向けの協働事業実践マニュアルの作成(ゼロ予算)

□1件当たり上限 100万円 6件

## (2)子どもの健全育成と子育て支援の充実

## 乳幼児医療給付費(保健福祉部 健康増進課)

7億4,178万円

乳幼児の医療費の公費負担に係る経費

実施主体 市町

対象者 就学前の乳幼児(6歳に達した年度の3月31日まで)

負担区分 県1/2・1/8 (市町1/2 中核市7/8)

### 制度の改正点

□通院の対象範囲を就学前まで拡大

□拡大部分(3歳以上、就学前まで)については、自己負担上限額(2,000円/月)を設け、上限額を超える金額を市町が償還払いにより支給。

## 地域子育て支援拠点事業費(保健福祉部 子育て支援課)

1億9,278万円

きめ細やかな子育て支援サービスを提供するため、地域の実情に応じた子育て支援拠点の拡充を図る。

### センター型(子育て全般に関する専門的な支援拠点)

|       |   |
|-------|---|
| 実施主体  | 市町  |
| 実施場所  | 15市町32か所(うち小規模型2市町2か所)                            |
| 内容    | 子育て親子の交流促進、子育て等に関する相談実施、子育て支援に関する情報提供など           |
| 職員配置  | 専任2人以上(小規模型は専任1人以上)                               |
| 補助基準額 | 週5日型(7,474千円)<br>週6~7日型(7,985千円)<br>小規模型(2,576千円) |

### ひろば型(子育て家庭の親子が気軽に集い相互交流を図るひろばの提供)

|       |  |
|-------|--|
| 実施主体  | 市町   |
| 実施場所  | 6市町11か所(公共施設内スペース、商店街の空き店舗等)   |
| 内容    | 子育て親子の交流促進、子育て等に関する相談実施、子育て支援に関する情報提供、子育て力向上のための取組みなど                |
| 職員配置  | 専任2人以上   |
| 補助基準額 | 週3~4日型(3,556千円)<br>週5日型(4,355千円)<br>週6~7日型(5,154千円)<br>地域活動加算(896千円) |

負担区分 国1/3 県1/3 (市町1/3)

## 認可外保育施設児童育成支援事業費(保健福祉部 子育て支援課)

453万円

### 認可外保育施設健康支援事業

|                      |   |
|----------------------|---|
| 実施主体                 | 市町  |
| 補助対象                 | 県の指導監督基準を充足している認可外保育施設<br>保菌検査  |
| 負担区分                 | 国1/3 県1/3 (市町1/3)   |
| 実施主体                 | 市町  |
| 補助対象                 | 県の指導監督基準を充足している認可外保育施設(事業所内保育施設を除く)<br>内科・歯科検診、寄生虫検査                                    |
| 負担区分                 | 県1/2 (市町1/2)  |
| 認可外保育施設終日対応型入所児童支援事業 |   |
| 実施主体                 | 市町  |
| 補助対象                 | 県の指導監督基準を充足している認可外保育施設(事業所内保育施設を除く)のうち、延長保育実施施設、休日保育実施施設、乳児保育実施施設、夜間一時保育実施施設、休日一時保育実施施設 |
| 負担区分                 | 県1/2 (市町1/2)  |

## 私立幼稚園子育て総合支援事業費(総務部 私学文書課)

7,834万円

総合的な子育て支援の拠点としての取組みを促進するため、預かり保育と子育て支援を併せて実施する私立幼稚園に対し助成する。

### 一般分

基本単価(開園日1日当たりの預かり保育担当教員数、対象園児数 各1人以上の場合)  
900千円(預かり保育分800千円、子育て支援分100千円)  
認定こども園については、子育て支援分単価125千円

### 規模別加算

(担当教員数)(対象園児数)(加算額)(加算後の単価)  
2人 16~30人 200千円 1,100千円  
3人以上 31人以上 400千円 1,300千円

|                     |        |       |  |
|---------------------|--------|-------|--|
| 長時間預かり保育加算          |        |       |  |
| (担当教員数)(対象園児数)(加算額) |        |       |  |
| 1人                  | 1~15人  | 160千円 |  |
| 2人                  | 16~30人 | 280千円 |  |
| 3人以上                | 31人以上  | 400千円 |  |

負担区分 国1/2 県1/2

### 子ども療育センター運営費(保健福祉部 障害福祉課)

6億6,909万円

地域療育の拠点として整備を行った子ども療育センターの運営経費

|      |   |
|------|---|
| 主な施設 | 重症心身障害児施設、肢体不自由児施設、一般病床、重症心身障害児通園事業A型など                                   |
| 場所定員 | 東温市田窪2135番地<br>入所90人(重症心身障害児施設40人、肢体不自由児施設40人、一般病床10人)、重症心身障害児通園事業A型15人など |

### 【輝くふるさと枠対象事業】

#### ④四国子育て家庭応援キャンペーン事業費(保健福祉部 子育て支援課)

179万円

四国4県が連携・協力し、企業や地域が一体となった子育て気運の醸成を図るとともに、子連れで外出しやすい環境づくりを促進し、併せて「子育てのしやすい四国」を広くアピールする。

実施主体 県(四国4県で連携実施)

事業概要 四国子育て家庭応援キャンペーンの実施

期間 20年7月～12月(予定)

内容 未就学児のいる子育て世帯に割引クーポン券付きのキャンペーントラシを配布

協力・連携企業の店舗等で各種割引サービス等を提供

統一シンボルマーク入りキャンペーンのぼりを店頭等に掲示

子育て家庭応援事業四国会議の開催

### 放課後児童健全育成事業費(保健福祉部 子育て支援課)

1億4,047万円

昼間、保護者のいない放課後児童の健全育成を図るために、児童館や学校の余裕教室等を利用した児童クラブ事業を実施する。

放課後児童健全育成事業

内容 放課後児童指導員を配置し、年間200日以上開設し、主として小学校1～3年生を10人以上受入れ(10～19人の場合は、250日以上の開設に限る)

実施クラブ 118クラブ

負担区分 国1/3 県1/3 (市町1/3)

小規模放課後児童健全育成事業

内容 放課後児童指導員を配置し、年間200日以上開設し、概ね5人以上20人未満の児童を受入れ

実施クラブ 7クラブ

負担区分 県1/3 (市町2/3)

放課後子ども環境整備事業

内容 放課後児童クラブを実施するため、既存施設の改修または備品購入経費を助成

実施クラブ 4クラブ

負担区分 国1/3 県1/3 (市町1/3)

### 【輝くふるさと枠対象事業】

#### 放課後子ども教室推進事業費(教育委員会 生涯学習課)

2,401万円

安全・安心な子どもの活動拠点を設け、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組みを推進する。

##### 推進委員会の実施

内容 県下全域での放課後対策の総合的なあり方の検討

構成 行政、学校、福祉関係者など 12人

回数 年3回

##### 研修会の開催

内容 事業に係る関係者の資質向上、情報交換、情報共有

人数 150人

回数 年1回

##### 放課後子ども教室の実施

事業主体 市町

運営委員会の設置(9市町)

コーディネーターの配置(9市町 21人)

##### 放課後子ども教室の実施

開催日 放課後及び週末

対象者 小学校全児童

指導者 安全管理員、学習アドバイザー、地域の大人

内容 予習・復習・補習等の学習活動

スポーツや文化活動等の体験活動 など

箇所数 7市町32か所

負担区分 国1/3 県2/3・1/3 (市町1/3)

### えひめ子育て応援企業育成事業費(経済労働部 労政雇用課)

250万円

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」を実現するため、県内企業の働き方の見直し、仕事と子育てが両立しやすい労働環境の整備を促進する。

##### 子育て応援企業顕彰事業

###### 子育て応援企業の認証・PR

対象 県内に本店を有する中小企業(従業員数300人以下の企業)

要件 次世代法に基づく行動計画を策定し、両立支援の取組みに着手していること

特典 企業名及び取組みの概要を県HP等で紹介

認証マークの使用、商工中金の低利融資制度の利用

###### 子育て応援リーダー企業コンテストの開催

応募資格 えひめ子育て応援企業として認証されていること

就業規則等に育児・介護休業法の基準を上回る措置又はそれと同等と認められる措置を1つ以上規定し、従業員の利用促進を図っていること

表彰区分 知事賞1社、県経営者協会会长賞等3社程度

##### 家庭にやさしい企業支援事業

###### 育児・介護短時間勤務制度等導入に対する助成

対象 県内事業主

要件 仕事と家庭の両立支援のために、育児・介護休業法の基準を超える雇用管理制度等を導入し、利用があつた場合

補助額 20万円(えひめ子育て応援企業は30万円、1事業主1回限り)

###### 男性の育児休業取得に対する助成

対象 県内事業主

要件 次世代法に基づく行動計画を策定した企業において、男性従業員から育児休業取得者(1週間以上)があつた場合

補助額 10万円(えひめ子育て応援企業は15万円、1事業主1回限り)

##### ワーク・ライフ・バランス推進啓発事業

###### シンポジウムの開催

事業主を対象としたシンポジウムを愛媛労働局と連携して開催

###### 県HP等における啓発

先進事例やノウハウ、国の指針等をHPや広報誌上に掲載

### (3) 障害者・高齢者福祉の充実

#### ◎ 障害福祉計画策定費(保健福祉部 障害福祉課)

89万円

|   |
|---|
| 障害者自立支援法に基づき、県障害福祉計画を策定するための経費  |
| 地方障害者施策推進協議会の開催   |
| 構成 委員15人(学識経験者、障害者、行政関係者など)   |
| 回数 年3回  |
| 内容 6月 県及び市町障害福祉計画の策定方針の検討など<br>11月 圏域ごとの福祉サービス等の必要見込量の検討など<br>2月 計画最終案の決定 |
| 計画策定地域連絡会議の開催等  |
| 市町計画策定説明会(5月、7月)  |
| 計画策定地域連絡会議の開催(8月、10月)   |
| 市町ヒアリング(9月、1月)  |
| 計画期間 21年4月～24年3月(3年間)   |

#### 障害者介護給付費等負担金(保健福祉部 障害福祉課)

29億845万円

|  |
|--|
| 障害者に対する介護給付費や障害者福祉サービスを利用する低所得者等について助成経費の一部を負担するとともに、新たに利用者等に対する緊急対策事業を実施する。   |
| 介護給付費・訓練等給付費等の支給   |
| 実施主体 市町  |
| 内容 介護給付費(居宅介護、施設入所支援、児童デイサービスなど)<br>訓練等給付費(自立支援、就労移行支援、就労継続支援など)<br>療養介護医療費、サービス利用計画作成費など  |
| 利用者等に対する緊急対策事業   |
| 実施主体 市町  |
| 内容 利用者に対する新たな負担軽減措置(20年7月実施)<br>訪問系及び通所サービス利用者の負担上限額を1/4から1/8程度に引下げ<br>障害者の利用者負担の対象範囲を世帯単位から個人単位に見直し<br>障害児の利用者負担軽減の対象範囲を市町村民税所得割を16万円未満から28万円未満に引上げ<br>事業者の経営基盤強化(20年4月実施)<br>報酬単価の4%引上げ<br>対象事業所 旧法施設支援の通所事業者、生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援事業者 |
| 負担区分 県1/4 (国1/2 市町1/4)   |

#### ○ 障害者自立支援緊急対策事業費(保健福祉部 障害福祉課)

7億9,113万円

|  |
|--|
| 障害者自立支援法の円滑な運用を図るため、事業者に対する激変緩和措置及び新たなサービスへの移行等のための緊急的な経過措置を講じる。 |
| 事業運営円滑化事業  |
| 実施主体 県、市町  |
| 内容 日払い方式の導入に伴う従前額保障引き上げのための事業者助成                                 |
| 通所サービス利用促進事業   |
| 実施主体 市町  |
| 内容 通所施設における送迎サービスに対する助成  |
| 補助単価 1事業所当たり300万円以内  |
| 小規模作業所緊急支援事業   |
| 実施主体 県   |
| 内容 新たなサービスへ直ちに移行できない小規模作業所に対する定額助成                               |
| 補助単価 1作業所当たり110万円以内  |
| 障害者自立支援基盤整備事業  |
| 実施主体 県   |
| 内容 ケアホームのバリアフリー化、小規模作業所等が新たなサービスに移行するための施設の改修等に対する助成             |

|                        |  |
|------------------------|--|
| 補助単価                   | 1施設当たり2,000万円以内、ただしケアホーム等の改修は200万円以内、<br>居宅介護事業等既存建物の改修は500万円以内                              |
| 移行等支援事業                |  |
| 実施主体                   | 県  |
| 内容                     | 新たなサービスへの移行を支援するため、コンサルタントの派遣等の<br>人的支援等   |
| 地域移行・就労支援推進強化事業        |  |
| 実施主体                   | 県  |
| 内容                     | 退院支援に関する専門家の養成研修、グループホーム・ケアホームを実施<br>する際の借上げに伴う初度経費(敷金・礼金)助成<br>企業が障害者職場実習受入に必要となる設備の更新助成 など |
| 相談支援体制整備特別支援事業         |  |
| 実施主体                   | 県  |
| 内容                     | 先進地からのスーパーバイザー派遣、ピアサポートの推進、相談支援事業の<br>立ち上げ支援   |
| 障害児を育てる地域の支援体制整備事業     |  |
| 実施主体                   | 市町   |
| 内容                     | 障害児を持つ親同士の交流の場等の整備、障害児療育支援のための<br>パンフレットの作成 など   |
| 障害者自立支援法施行円滑化事務等特別支援事業 |  |
| 実施主体                   | 県、市町   |
| 内容                     |  |
| 市町                     | 障害者自立支援給付支払システム等の改修<br>広報啓発 など   |
| 県                      | 事業者の指定申請事務処理及び登録情報の管理<br>国民健康保険団体連合会との指定事業者データの連携 など   |
| その他法施行に伴い緊急に必要な事業      |  |
| 実施主体                   | 県、市町   |
| 内容                     | 進行性筋萎縮症者の利用者負担の軽減<br>オストメイト対応トイレの整備<br>視覚障害者等のために自治体窓口に設置する情報支援機器等の整備                        |
| 抜本的な見直しに向けた緊急措置による追加事業 |  |
| 実施主体                   | 県・市町   |
| 内容                     | 施設外就労等助成事業<br>ケアホーム重度障害者支援体制強化事業<br>相談支援充実・強化事業 など   |
| 負担区分                   | 国10/10・1/2 県0・1/2・1/4 (市町0・1/4)  |

## ◎ 精神障害者退院促進支援事業費(保健福祉部 障害福祉課)

499万円

入院している精神障害者のうち、受入条件が整えば退院可能な者に対し、円滑な地域移行を図るための支援を行うことにより、精神障害者の社会復帰及び自立の促進を図る。

### 自立促進支援事業

|               |  |
|---------------|--|
| 委託先           | 精神障害者の個別支援等にあたる自立支援員の配置が可能な指定相談支<br>援事業者、市町 など   |
| 対象者           | 受入条件が整えば退院可能である精神障害者                             |
| 委託期間          | 原則1年(更新可能)                                       |
| 退院促進支援事業運営委員会 |  |
| 構成            | 精神保健福祉協会、家族会、社会福祉施設、市町、保健所、心と体の健康<br>センター など 14人 |
| 協議事項          | 対象者数、協力施設等の数値目標設定<br>委託先の事業実施状況把握、指導、助言 など       |
| 負担区分          | 国1/2 県1/2  |

◎ 高次脳機能障害支援普及事業費(保健福祉部 健康増進課) 450万円

高次脳機能障害者に対し専門的な支援を行うとともに、障害者や家族に対する支援体制の整備を進める。

委託事業

|   |
|---|
| 支援拠点機関の設置   |
| 指定医療機関 1か所(松山市内)                                  |
| 内容 高次脳機能障害の確定診断、相談指導、リハビリ症例の検討、医療機関への情報提供、連携強化 など |
| 相談支援コーディネーターの設置                                   |
| 設置 1人(支援拠点機関に設置)                                  |
| 内容 専門相談窓口の設置、市町への指導、訓練・支援プログラムの作成、電話相談・訪問相談 など    |
| 相談支援協力医療機関の設置                                     |
| 設置 各保健所圏域(6機関)                                    |
| 内容 高次脳機能障害の確定診断<br>関係機関への情報提供・助言、相談指導             |

県事業

|   |
|---|
| 高次脳機能障害者支援連絡協議会の開催                                |
| 構成 医師、相談支援コーディネーター、家族会、福祉サービス事業者、行政<br>関係者 など 18人 |
| 内容 支援ネットワークの構築と取組み等の評価・検証 など                      |
| 回数 年3回  |
| 高次脳機能障害研修会の開催                                     |
| 対象 保健師、行政関係職員、医療関係者 など                            |
| 講師 国立リハビリテーションセンター学院長                             |
| 患者訪問相談  |
| 保健所保健師による訪問相談 月2回                                 |
| 負担区分 国1/2 県1/2                                    |

後期高齢者医療制度関係経費(保健福祉部 長寿介護課) 135億1, 557万円

◎ 後期高齢者医療公費負担事業費 106億3, 448万円

県後期高齢者医療広域連合が行う「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく療養の給付等に要する費用の一部を負担する。

|      |                      |
|------|----------------------|
| 交付先  | 県後期高齢者医療広域連合         |
| 負担区分 | 県1/12 (国3/12 市町1/12) |

◎ 後期高齢者医療保険基盤安定事業費 22億4, 225万円

後期高齢者医療保険財政の安定化の確保を図るため、低所得者層及び健康保険被扶養者であった被保険者の保険料軽減額の一定割合を負担する。

|      |  |
|------|--|
| 交付先  | 市町   |
| 軽減概要 | 低所得者 保険料の均等割の一部を軽減(7割、5割、2割)<br>被用者保険の被扶養者 保険料の均等割を5割軽減(当初2年間) |
| 負担区分 | 県3/4 (市町1/4)   |

◎ 後期高齢者医療高額医療費負担金 2億5, 670万円

高額な医療費の発生による保険者の財政リスクを軽減するため、一定額以上の高額医療費の一部を負担することにより、保険財政の安定化を確保する。

|       |                            |
|-------|----------------------------|
| 交付先   | 県後期高齢者医療広域連合               |
| 負担対象額 | 1件が80万円を超える高額医療費に一定割合を乗じた額 |
| 負担区分  | 県1/4 (国1/4 広域連合1/2)        |

## ◎ 後期高齢者医療財政安定化基金積立金

3億8, 214万円

県後期高齢者医療広域連合の財政の安定化を図るため、財政不足に対し、資金の貸付・交付を行う基金を設置する。

基金名称 県後期高齢者医療財政安定化基金(20年12月設置予定)

積立方法 20、21年度の2年間で積立て

負担区分 国1/3 県1/3 広域連合1/3

## 在宅介護研修センター運営費(保健福祉部 長寿介護課)

4, 256万円

高齢者の尊厳を支えるケアの確立を図り、併せて介護給付費の増嵩の抑制を図るために、介護ボランティア等の育成や新しいスタイルの研修を行う在宅介護研修センターの運営及び管理を行う。

### 事業内容

#### 施設等維持管理業務

#### 研修事業

介護ボランティア、介護家族等を対象とした研修

介護予防事業指導

対象者 一般県民

県民介護講座

対象者 一般県民

在宅高齢者と介護者の同伴研修

対象者 介護家族(在宅高齢者及びその家族)

介護家族のふれあい研修

対象者 介護家族(家族介護者(親子・夫婦・三世代))

入浴セミナー

対象者 介護家族

介護ボランティア入門研修

対象者 介護ボランティアを目指す希望者 など

地域ケアを支える人材養成研修

対象者 介護ボランティア活動者、やすらぎの場スタッフ など

施設職員等介護専門職員に対する研修

対象者 介護施設等における高齢者の直接処遇職員

#### 相談支援業務

#### 情報発信業務

連絡調整業務 市町社協、各介護施設、ボランティア、NPO等介護に関わる関係者との連絡調整

## 地域やすらぎの場整備支援事業費(保健福祉部 長寿介護課)

270万円

高齢者や障害者が住み慣れた地域において、ニーズに応じた様々な福祉サービスを受けられる施設の整備への助成

事業主体 市町(例外的に中核市を含む。)

実施主体 NPO法人、その他市町長が適当と認めるボランティア団体 など

補助基準額 1か所当たり200万円以内

負担区分 県4.5/10 (市町4.5/10 実施主体1/10)

#### (4) 保健・医療体制の充実

##### ○ 総合保健福祉センター等整備事業費(保健福祉部 子育て支援課)

3億1,448万円

整肢療護園等跡地の既存施設を改修して、県の保健福祉に関する相談・支援機関を集約し、県民からの様々な相談にワンストップで対応する総合保健福祉センターを整備する。

###### 配置計画

- (旧)管理棟 RC3階(一部4階) 3,571m<sup>2</sup>
  - 総合案内窓口、中央児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、心と体の健康センター、婦人相談所 など
- (旧)教育棟 RC2階 2,981m<sup>2</sup>
  - 松山高等技術専門校、母子福祉センター、団体事務所 など

業務開始予定 (旧)教育棟 20年4月 (旧)管理棟 20年9月  
(電源立地地域対策交付金を充当)

##### 県立中央病院建替推進事業費(企業会計)(公営企業管理局 県立病院課)

6,413万円

###### PFI導入アドバイザー業務

委託先 専門コンサルタント

内容 事業者選定支援、委員会等支援、事業契約締結支援

期間 20年4月～12月

###### 検討委員会の運営

中央病院整備検討委員会(年1回)

PFI事業者選定部会(年3回)

##### ○ 県立新居浜病院診療機能強化事業費(企業会計)(公営企業管理局 県立病院課)

2億2,544万円

政策医療を担うべき立場の県立病院として、県立新居浜病院に産婦人科を新設するとともに、小児科を充実する。

###### 産婦人科の新設

□ 外来・病棟の新設

###### 小児科の充実

□ 小児科病棟未熟児新生児室等の新設

##### へき地医療支援事業費(保健福祉部 保健福祉課)

2,241万円

地域住民の医療を確保するとともに、医師の勤務環境を改善し、本県のへき地医療政策を推進する。

###### へき地医療支援機構運営事業

設置場所 保健福祉課医療対策室

構成 専任担当者2人(県立中央病院医師)

へき地医療支援計画策定等会議21人(へき地医療拠点病院代表者 など)

へき地医療拠点病院に対する医師派遣の要請

へき地医療拠点病院におけるへき地診療所への派遣業務に係る指導

総合的な診療支援事業の企画・調整 など

###### へき地医療拠点病院運営事業

指定病院 県立中央病院 など 10病院

内容 へき地診療所等への医師等の派遣及び技術指導・援助

派遣医師等の確保 など

## 医師確保対策推進事業費(保健福祉部 保健福祉課)

122万円

医師の登録や職業紹介を行うドクターバンク事業や医学生を対象とした臨床研修病院合同説明会などを開催し、県内医療機関で勤務する医師の確保を図る。

### ドクターバンク事業

新たな医療資源の活用(医師登録制度)

実施方法 県ホームページ、医療専門誌を活用し医療従事者等を登録

登録対象 地域医療に興味・関心のある医療従事者及び学生

本県出身の医学生

県内在住の退職医師及び在宅女性医師

地域医療医師無料職業紹介所の設置運営

負担区分 国1/2 県1/2

### 臨床研修病院合同説明会

開催時期 21年3月

開催場所 愛媛大学医学部

対象者 愛媛大学及び県外大学の医学生(5年生)

内容 臨床研修病院の担当者が、病院の概要、研修体制、研修プログラム等を説明するとともに、医学生と個別面談

### 地域医療実習

実施方法 市町が夏休みの時期を対象とした市町独自の地域医療実習プログラムを作成し、県が紹介することにより市町立病院の臨床研修医の確保を図る。

対象者 医学生1~4年生(自治医科大学を含む)

予定 6~7月 県が地域実習プログラムを紹介

8月 医学生と市町を県が仲介

8~9月 地域医療実習の実施

## 【輝くふるさと枠対象事業】

### ○ がん対策推進費(保健福祉部 保健福祉課)

3, 272万円

県がん対策推進計画を総合的に推進するため、県がん対策協議会を設置するとともに、がん診療連携拠点病院の機能強化や緩和ケアの普及推進を図る。

### 県がん対策協議会の設置

構成 18人(患者・住民代表、学識経験者、がん医療分野の代表 など)

回数 年1回

内容 県がん対策推進計画の進捗状況、推進方策の検討 など

### がん医療体制整備事業(補助金)

補助対象 がん診療連携拠点病院(県下5病院)

対象事業 がん医療従事者研修事業、がん診療連携拠点病院ネットワーク事業 など

補助額 1病院当たり600万円

負担区分 国1/2 県1/2

### 緩和ケア普及推進事業

委託機関 四国がんセンター

内容 緩和ケア推進センターの設置、緩和ケア研修の実施

### ○ 肝炎治療特別促進事業費(保健福祉部 健康増進課)

3億4, 468万円

肝炎ウイルスによる慢性肝炎に対するインターフェロン療法による医療費の公費負担に要する  
経費

実施主体 県

助成対象 B型及びC型肝炎ウイルスによる慢性肝炎に対するインターフェロン療法による

医療費

自己負担限度額

上位所得層 5万円/月

中位所得層 3万円/月

下位所得層 1万円/月

対象者数 1,600人/年(助成期間1年)

負担割合 国1/2 県1/2